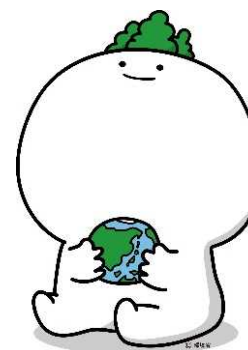




支援証明書制度の試行運用結果及び 本格運用の検討について



1. これまでの検討状況および本日の論点

1. これまでの検討状況および本日の論点



1. 支援証明書試行WG委員名簿

- 自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度について、令和4年度より検討中。
- 自然共生サイトの認定および支援証明書のTNFD等への活用という側面や投資家から見た評価などを具体的に検討するため、令和6年度も引き続き「支援証明書試行WG」として継続して検討。

WG委員

No.	氏名	所属・役職
1	浅野 建	東京海上アセットマネジメント株式会社 運用戦略部 ESG運用グループ
2	幸福 智	いであ株式会社 国土環境研究所 技術部門 地域共創推進部 主査研究員 兼 東北支店 自然環境保全部 主査研究員
3	富田 基史	一般財団法人電力中央研究所 サステナブルシステム研究本部 気象・流体科学研究部門 (兼) 社会経済研究所 主任研究員
4	原口 真 ◎	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 TNFD専任SVP／ MS & ADインターリスク総研株式会社 基礎研究部 基礎研究グループ 上席フェロー
5	松山 将之	株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 主任研究員

1. これまでの検討状況および本日の論点

2. 今年度のスケジュール



- 今回の検討会は、前回9月時点から、WGを2回行っているため、それらの内容を踏まえて報告する。
- 具体的には、今年度試行運用した支援証明書制度についての結果報告と、試行を通じて得られた課題を踏まえた実施方針についてご報告する。

マイルストーン	検討会・WGの議題（案）
6/24 第1回WG (月) 支援証明書（試行版）の検討	・ 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 ・ 支援証明書の内容検討
8/5 第2回WG (月) 支援証明書（試行版）の仮確定	・ 支援証明書の内容の仮確定 ・ 支援証明書発行後の運用に関する検討
9/2 第1回検討会 (月) 試行運用の実施方針・事項の説明	・ 令和6年度の検討事項及びスケジュール共有 ・ 支援証明書の試行運用に関する意見聴取
9月	支援証明書試行運用の開始（支援証明書（試行版）の発行申請受付開始） / 参加希望者向けオンライン説明会
	マッチングページの公開（被支援者の応募開始） / マッチングイベントの周知
12/6 第3回WG (金)	・ 支援証明書試行状況の報告 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
12月 第2回検討会(書面開催) 途中結果報告	・ 支援証明書試行状況の報告 ・ 第3回WGまでの検討状況の報告
1/17 (金)	支援証明書（試行版）発行申請締切
2/6 第4回WG (木) 本運用に向けた検討	・ 支援証明書試行の実施結果及び課題の整理 ・ 令和7年度以降の本格運用に向けた検討
3/4 第3回検討会 (火) 本運用に向けた検討	・ 支援証明書試行の実施結果及び課題の報告 ・ 令和7年度以降の本格運用に係る実施方針の報告、意見聴取
	支援証明書（試行版）の発行

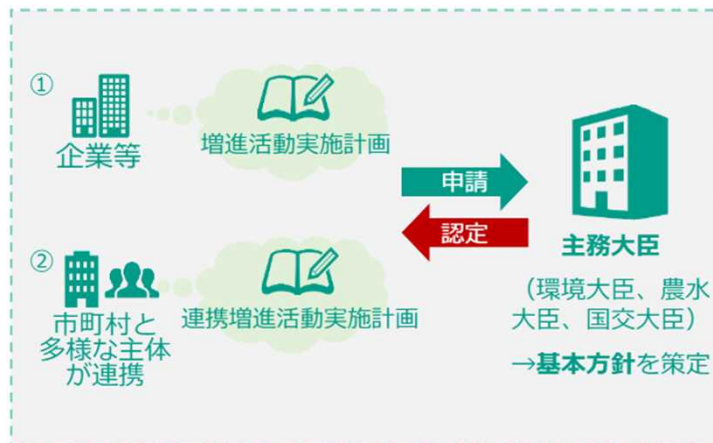
1. これまでの検討状況および本日の論点

3. 「地域生物多様性増進法」の成立 及び 支援証明書における対応方針

- 本年4月に「地域生物多様性増進法」が成立し、令和7年4月1日から施行。
- 令和7年度から、認定制度は同法に一本化。（認定済の自然共生サイトは認定期間である5年間は有効）
- 支援証明書制度においては、**自然共生サイトへの支援に加え、同法に基づき認定された活動への支援も発行対象とする**方針とし、同法に基づく認定制度の内容も踏まえて検討を進めていく。
- 令和6年度の試行運用においても、**同法に基づく認定の適用も視野に入れて実施する。**

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。



これらの内容も
踏まえた支援証明書
制度を検討

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化**といった**特例**を受けることができる。

（2）協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

1. これまでの検討状況および本日の論点

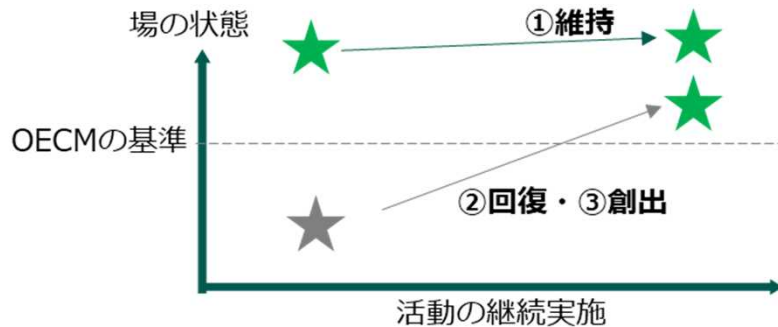
4. 【参考】「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。

（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。



（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

1. これまでの検討状況および本日の論点

5. 支援証明書における環境省の証明範囲について

- 昨年度は、環境省が支援内容を証明することは意味があるとのご意見を頂いた一方で、「支援証明書で証明する範囲を明らかにする必要がある」、「ロジックモデルの有無の差異がわかりにくい」とご意見を頂いたことから以下のとおり整理した。
- **ロジックモデルの作成は任意としていたが**、支援証明書による証明内容やその確認に係る事務手続き、ロジックモデルの意義等について再度整理したところ、本紙の他項目と同様に**必須項目として扱うことが妥当と考える**。

支援証明書

認定された自然共生サイト/活動計画に対してその価値の維持・向上に繋がる支援をしたことを証明するもの。
申請者が自らの支援についてその根拠とともに提出し、その内容を環境省が確認することで、「証明」と整理する。

本紙 (証明範囲)

支援したサイト/活動計画の情報、支援内容、ロジックモデル等。
このうちロジックモデルは、自然共生サイト/活動計画に位置づけられたアウトカムにつながる支援であることをロジックで示すもの。

別紙 (証明外)

特記事項。「環境・社会への副次的効果」等の本紙に記載することができない内容を記載するための項目。

記載項目

記載事項

本紙	支援サイト 情報	概要	・支援先の自然共生サイト/活動計画に関するサイト名称、所在地等の概要 ※ 活動計画の場合：維持、回復、創出のいずれを目的とするサイトか
		認定基準 ／目標	・自然共生サイトの場合：認定された基準を転記 ・活動計画の場合：認定された目標を転記
		認定内容	・自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 ・活動計画の場合：活動内容
	支援内容	インプット	(例) 金銭的支援：100万円寄付
		アクティビティ	(例) 外来種駆除：〇人日分
	支援実施日又は期間		支援を実施した日時又は期間
別紙	ロジックモデル		インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載
	特記事項（任意）		✓ 支援によるアウトカム（自然共生サイト/活動計画で認定された活動に関連するもの以外） ✓ 本業との関連、支援者の知見 等

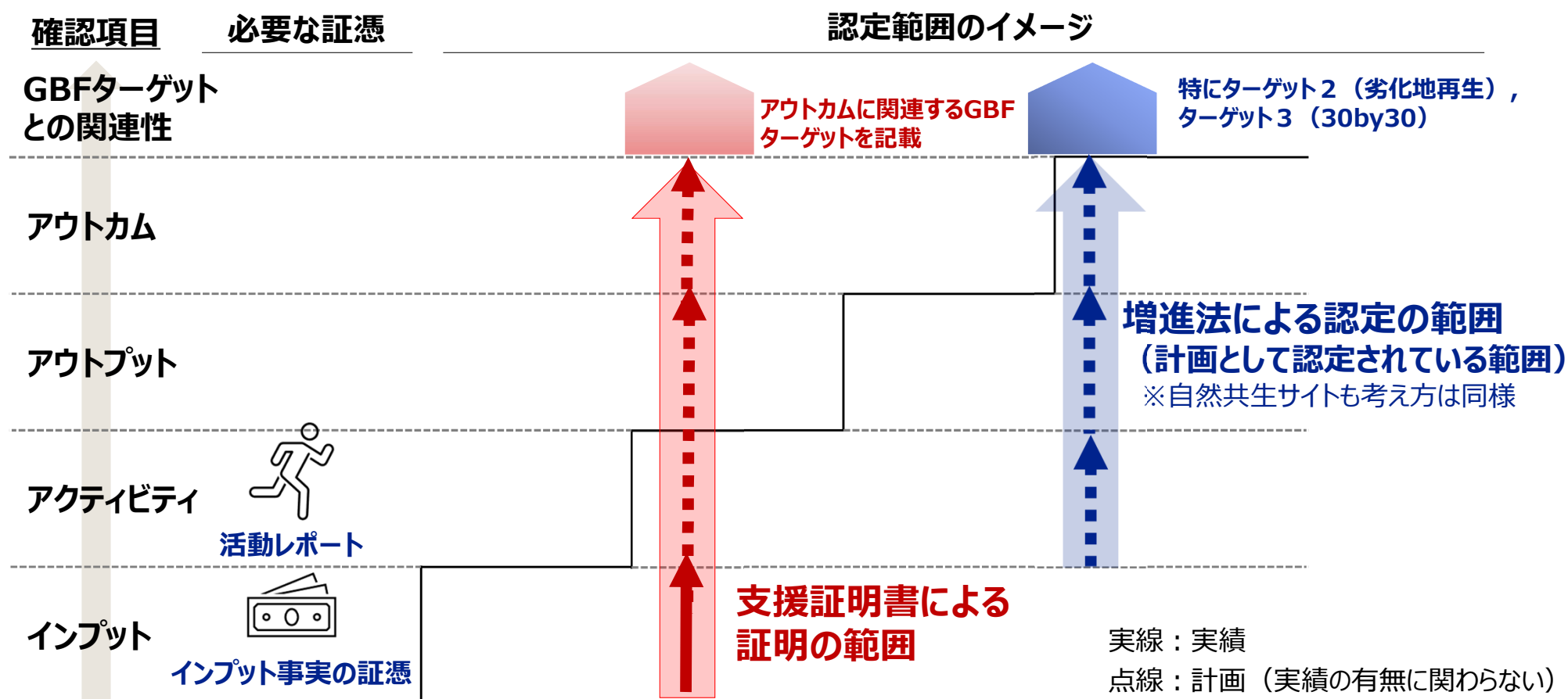
**支援証明書の
証明範囲**

**証明範囲
ではない**

1. これまでの検討状況および本日の論点

6. 支援証明書の証明範囲のイメージ

- 支援証明書（本紙）の証明範囲は、①**インプットの事実** ②**アクティビティに活用された／されることの事実**と整理。
- 地域生物多様性増進法に基づく活動計画は、アウトプット・アウトカムを見据えた活動内容を記載することを見込んでいる。
そのため、支援証明書は、上記①、②が当該活動計画に沿うものであることを確認することで、まだ支援に伴う実績が出ていない中であっても、インプットがアウトプット・アウトカムにつながることを確からしさのある程度担保できると考えている。
- また、増進法では、認定後も生物多様性の価値が増進されているかを確認するため、活動実施者に対し、認定区域におけるモニタリング・報告を求める予定である。
- 制度間の重複を防ぐ等のため、支援証明書制度においては、アクティビティ実施後のアウトプットに係る結果報告等を求めないこととしているが、アウトプット・アウトカムの実現やその確認においては、その後の定期的なモニタリングが重要である。



1. これまでの検討状況および本日の論点

7. 支援証明書（試行版）の発行イメージ



- 支援証明書（試行版）の記載内容及び発行する支援証明書（試行版）のイメージは以下のとおり。
- ロジックモデルでは「※記載のとおりアウトカムが出ることを保証するものではない」、特記事項では「※別紙に記載の内容は申請者による任意の記載であり、環境省による証明範囲には含まれない」と留意事項を記載している。

支援証明書（試行版） 発行イメージ

本
紙

自然共生サイトに係る支援証明書
〇〇〇株式会社 様

支援サイト情報
サイト名称: 〇〇〇〇
管理責任者情報: 〇〇〇〇市
維持タイプ ☒ 回復タイプ ☐ 創出タイプ ☐
支援数: xつ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

支援内容に係る情報
活動内容: アマモの植込みと土壌改良の継続的実施と、多様なバードライフの調査。
アウトプット: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
アクティビティ: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
支援実施日 (支援期間): 2024年7月

ロジックモデル
インプット: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
プロセス: アマモの植込みと土壌改良の継続的実施と、多様なバードライフの調査。
アウトカム: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
GBFターゲットとの関連性: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。

記載項目

記載事項

支援サイト情報		・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	（例）金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	（例）外来種駆除：〇人日分
	支援実施日（支援期間）	支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載

別
紙

自然共生サイトに係る支援証明書（別紙）
〇〇〇株式会社 様

特記事項
活動内容に係る留意事項: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
活動内容に係る留意事項: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
活動内容に係る留意事項: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。
活動内容に係る留意事項: 自然共生の推進と多様なバードライフの調査。

特記事項 （任意）

- ・ 今後の支援計画
- ・ 地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ
- ・ 支援によって実現したアウトカム
- ・ 支援プロジェクトの具体的内容
- ・ 支援者の本業との関連
- ・ その他の環境課題の解決への貢献

1. これまでの検討状況および本日の論点



8. 支援証明書制度のポイント

- 過去の検討会では主にWGを通じて決定した、以下のポイントについて報告させていただいていた。
- これらのポイントについては大きく変えることなく、整理した通りの方針での運用を続けることとする。

支援証明書制度のポイント

1 支援証明書における環境省の証明範囲について

方針

- ✓ 証明範囲は 支援した 自然共生サイト /活動計画の情報、支援内容、ロジックモデルとする。
- ✓ インプットに応じた全てのアクティビティが行われていない場合、支援の継続性とトラブル回避の観点から、支援活用計画の提出を求めることとする。
- ✓ ロジックモデルは自然共生サイト/活動計画の認定内容と整合を確認することでその確からしさを担保する。

2 「企業版ふるさと納税」や「基金」などの中間組織を経由した支援を発行対象とすることについて

方針

- ✓ 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを中間組織を経由した支援は、「インプット～アクティビティの資金の流れを証明できること」により発行対象とする。

3 支援証明書の有効期間及び更新・失効の考え方について

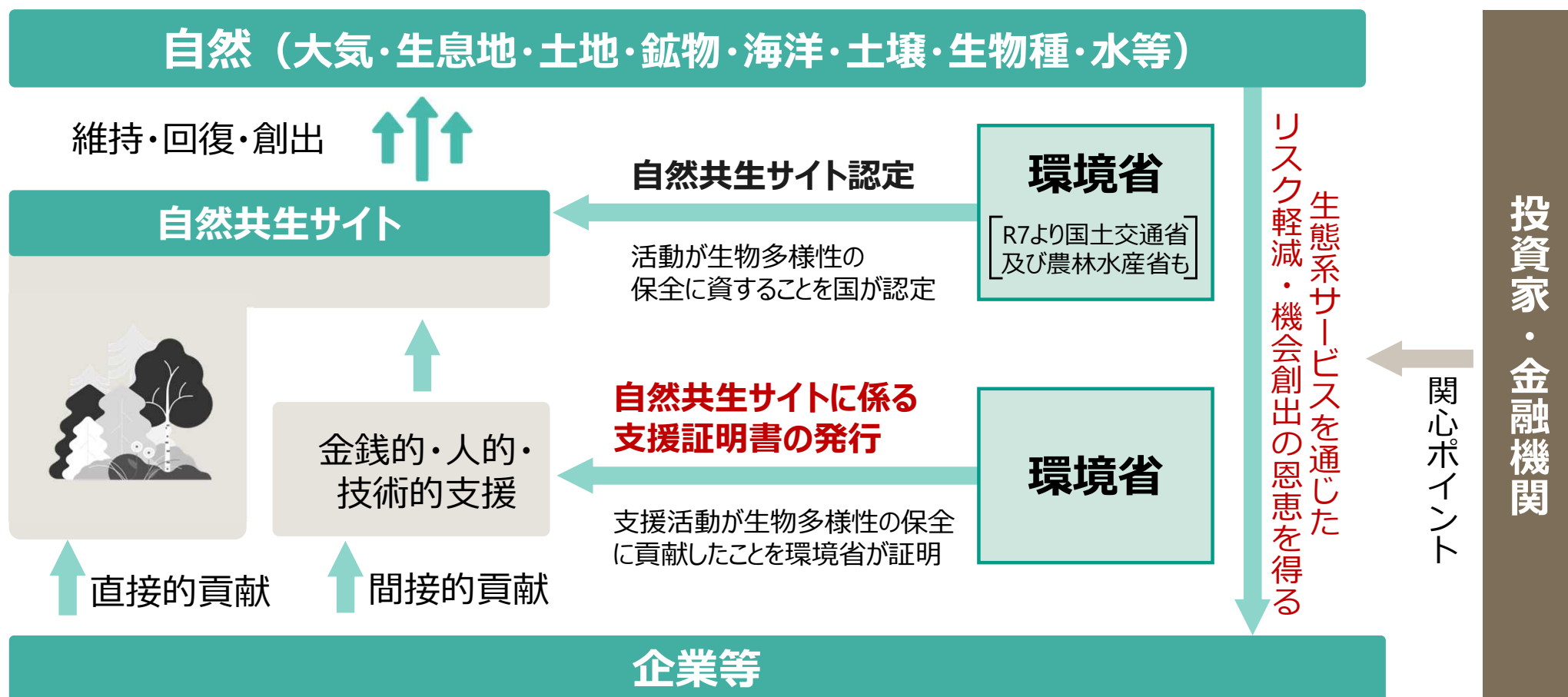
方針

- ✓ 支援証明書の有効期間は設定しない。そのため、定期的な更新も必須ではない。
- ✓ 支援後の適切なモニタリングを促し、投資家等が簡易的にその情報を参照することができるよう、自然共生サイトに係る情報をまとめたHPを構築し、支援証明書情報を公開する予定である。
- ✓ 支援証明書の取消規定を定める。
- ✓ 支援先や支援者が名称変更した際や、インプットやアクティビティが履行された場合、支援証明書の修正は認めることとする。

1. これまでの検討状況および本日の論点

9. 支援証明書の制度概要

- 経済活動が依存している自然資本を損失することは、持続可能な経営上の明確なリスクである。経済活動を持続可能なものとするためには、各企業におけるネイチャーポジティブ経営への移行が必要となる。
- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができる。しかし、そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。
- TNFDでは、企業は、自然関連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーポジティブ経営への移行を市場に訴求することができると考えられる。



1. これまでの検討状況および本日の論点

10. 支援証明書の制度概要（TNFDと支援証明書の関連性（考察））

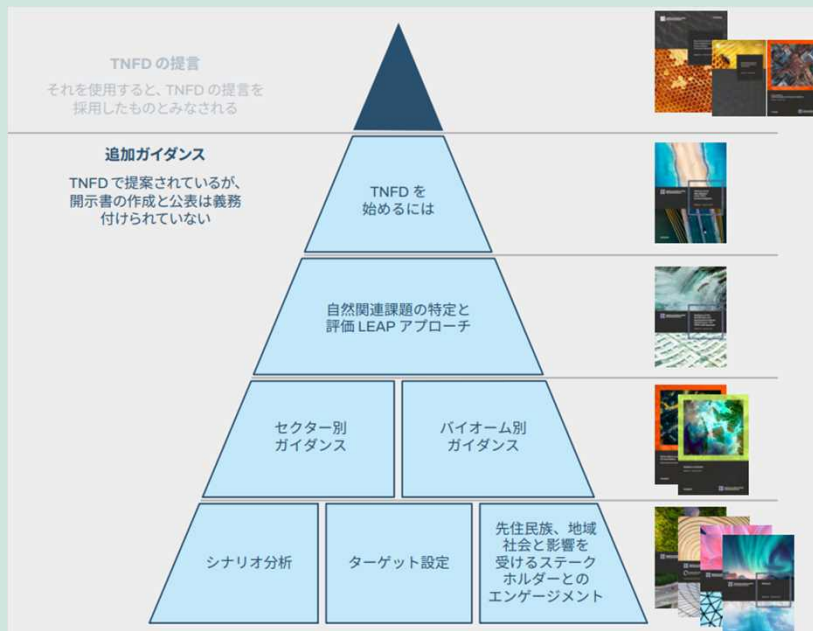
- 支援証明書は、企業が自然への依存・影響やリスク・機会に対して、どのような活動を行っているかをロジックモデルを用いて具体的かつ論理的に整理することができるツール。TNFD情報開示の根拠としても活用できるよう、TNFD開示提言で示される自社と自然資本との関わりを分析するにあたり必要な考え方に沿うよう設計している。
- 支援証明書をTNFD等の情報開示で活用する際のポイントと注意すべき点を本資料にまとめている。

TNFDにおける 支援証明書の活用

- ✓ 支援証明書は情報開示の内容を、具体化・論理的に整理することができる
- ✓ TNFD情報開示に求められる、自社と自然資本との関わりを分析するにあたり必要な考え方に沿うよう設計している

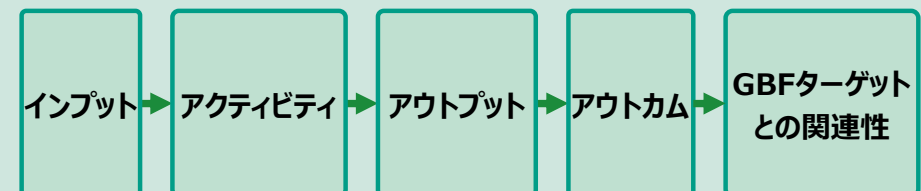
TNFD情報開示

- ・ 提言やガイダンスに沿ってTNFDレポートの作成



支援証明書

- ・ 提言やガイダンスに沿った情報開示では、自然への**依存・影響**や**リスク・機会**の評価と、それらに対して**どのような活動を行っているかを説明すること**となる。
- ・ 支援証明書では、それらの内容をロジックモデルを用いて**論理的かつ具体的に整理**ことができ、内容の**論理的妥当性向上**につながる。



1. これまでの検討状況および本日の論点



11. 支援証明書の制度概要（TNFD移行計画と支援証明書の関連性（考察））

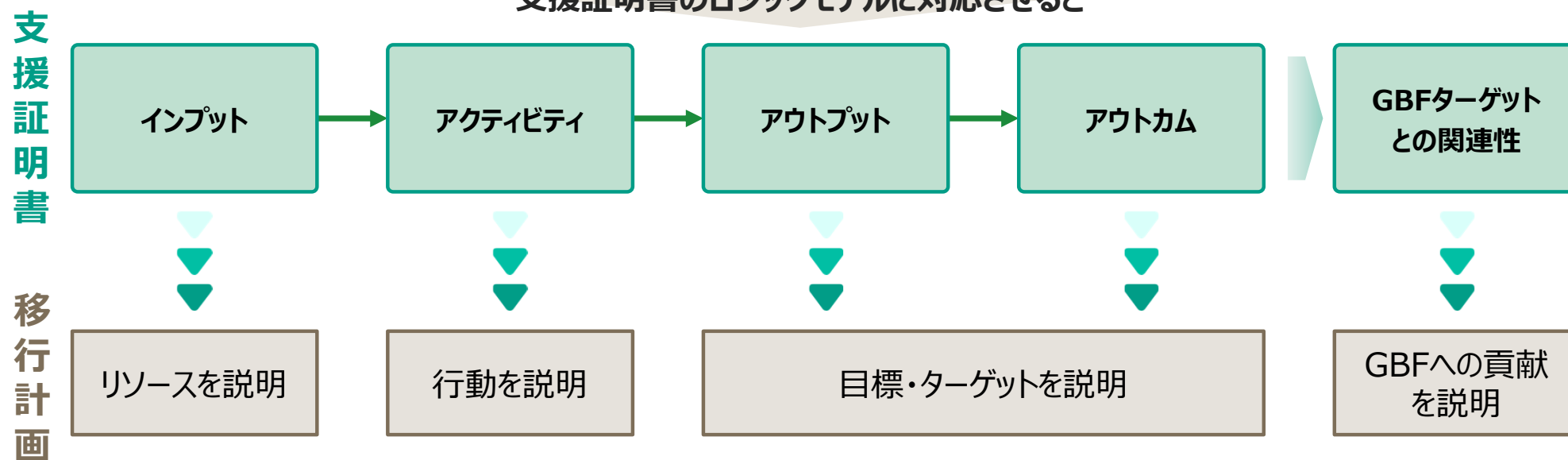
- 2024年10月にTNFDは、組織に求められる変革の対応指針として、「移行計画」策定に係るガイダンス草案を公開した。現在は草案に対する意見募集の段階であり、パイロットテスト等を経て、2025年中に最終版の公開が予定されている。
- 「移行計画」は、組織の目標、ターゲット、行動、説明責任のメカニズム、および予定されているリソースを定めた、組織の全体的な事業戦略の一環である。
- 支援証明書では、実際の支援行為（アクティビティ）だけでなく、支援により期待される影響（アウトカム）、GBFターゲットとの関連性までをロジックモデルにより記載するため、こうした「移行計画」の内容を補足することができる可能性がある。

移行計画の定義

自然移行計画とは、2050年までに自然を回復の軌道に乗せるために、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、逆転させるというGBFが示す移行に対応し貢献するための組織の目標、ターゲット、行動、説明責任のメカニズム、および予定されているリソースを定めた、組織の全体的な事業戦略の一環である。

※ガイダンスの記載を事務局にて翻訳

支援証明書のロジックモデルに対応させると



1. これまでの検討状況および本日の論点

12. 第3回検討会における論点



- 当該検討会のこれまでの議論、支援証明書および支援マッチングの試行結果等を踏まえ、以下を今回の検討会の主な論点として整理した。

第3回検討会 論点

支援証明書制度の試行運用結果及び本格運用の検討について【本資料】

支援証明書および支援マッチングの試行運用の結果、次年度に向けた課題と対応方針

その他報告事項

- ・ その他インセンティブの検討状況について【資料2】

有識者マッチング、補助事業関係などの検討結果と次年度に向けた方針

- ・ その他報告事項（生物多様性に関する価値取引について）【資料3】

国内外の情勢や、代表的な諸外国の制度の調査結果に関する報告

2. 試行結果の報告

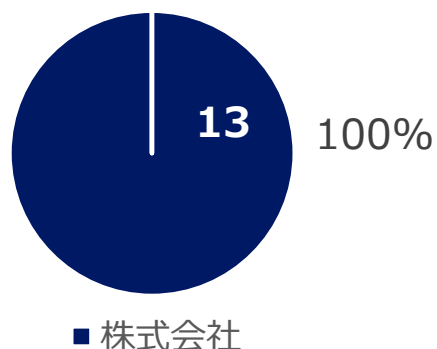
2. 試行結果の報告

1. 支援証明書の申請受付結果

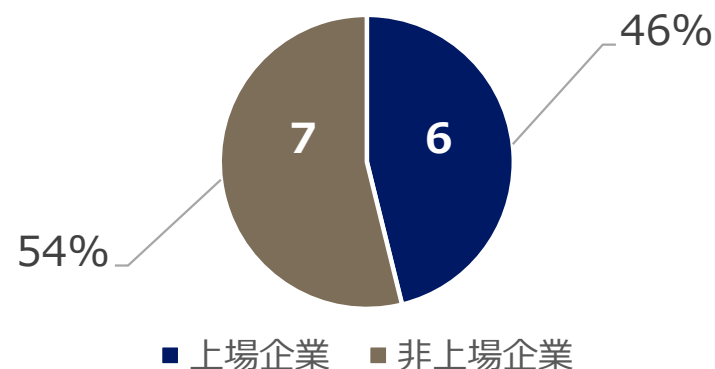


- 今年度、支援証明書（試行版）の申請は **13件**の正式な申請および、合計**22社**から問合せを受けており、現在は審査中である。
- 申請があったもののうち、自然共生サイトに認定されていない区域への支援や、販売（請負契約含む）行為による支援についての申請があり、証明書の発行対象外となる案件が確認されたことから、本運用に向けては、記載要領において発行対象をわかりやすく明示する等改善を図る。
- 支援者の属性や目的・内容は様々であり、各社の取得目的も分かれている。

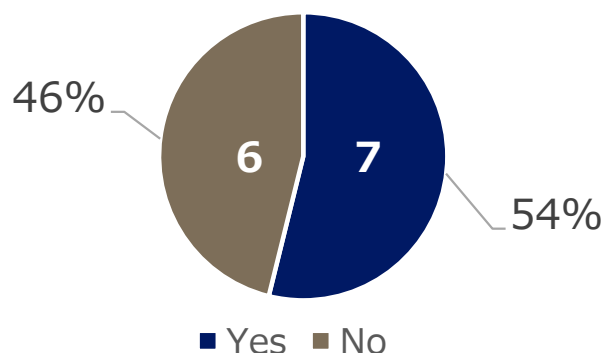
申請者の区分



上場有無



TNFDへの活用を検討



申請があった支援内容

金銭的支援

- ・ 被支援者への直接的な寄付
- ・ 都道府県の基金を通じた間接的な寄付 等

人的支援

- ・ 社員で実施する清掃活動や草刈りの実施
- ・ 植樹活動への参加 等

技術的支援

- ・ 生物調査・モニタリングの実施
- ・ 外来種駆除の実施 等

2. 試行結果の報告

2. 支援証明書（試行版）申請状況（1 / 2）



	申請者	支援先	支援内容（概要）	TNFD への活用
1	専門商社	教育機関 （里地里山）	- 生物調査（技術的支援） - 定期的なモニタリングの実施（技術的支援）	
2	鉄道会社	都道府県 （森林）	基金を通じた寄付（金銭的支援）	
3	環境サービス会社	市町村 （森林）	- 直接的な寄付（金銭的支援） - 清掃活動（人的支援）	
4	建設会社	自然再生協議会 （草原）	- 技術開発を通じた湿地の深ぼれ対策（技術的支援） - 自然共生サイトからの茅の購入（金銭的支援）	○
5	地方銀行	教育機関 （緑地）	基金を通じた寄付（金銭的支援）	○
6	建設コンサル	教育機関 （湿地）	現地踏査、申請書作成支援（技術的支援）	
7	環境コンサル	自治体 （里地里山）	モニタリング調査（技術的支援）	

2. 試行結果の報告

3. 支援証明書（試行版）申請状況（2 / 2）



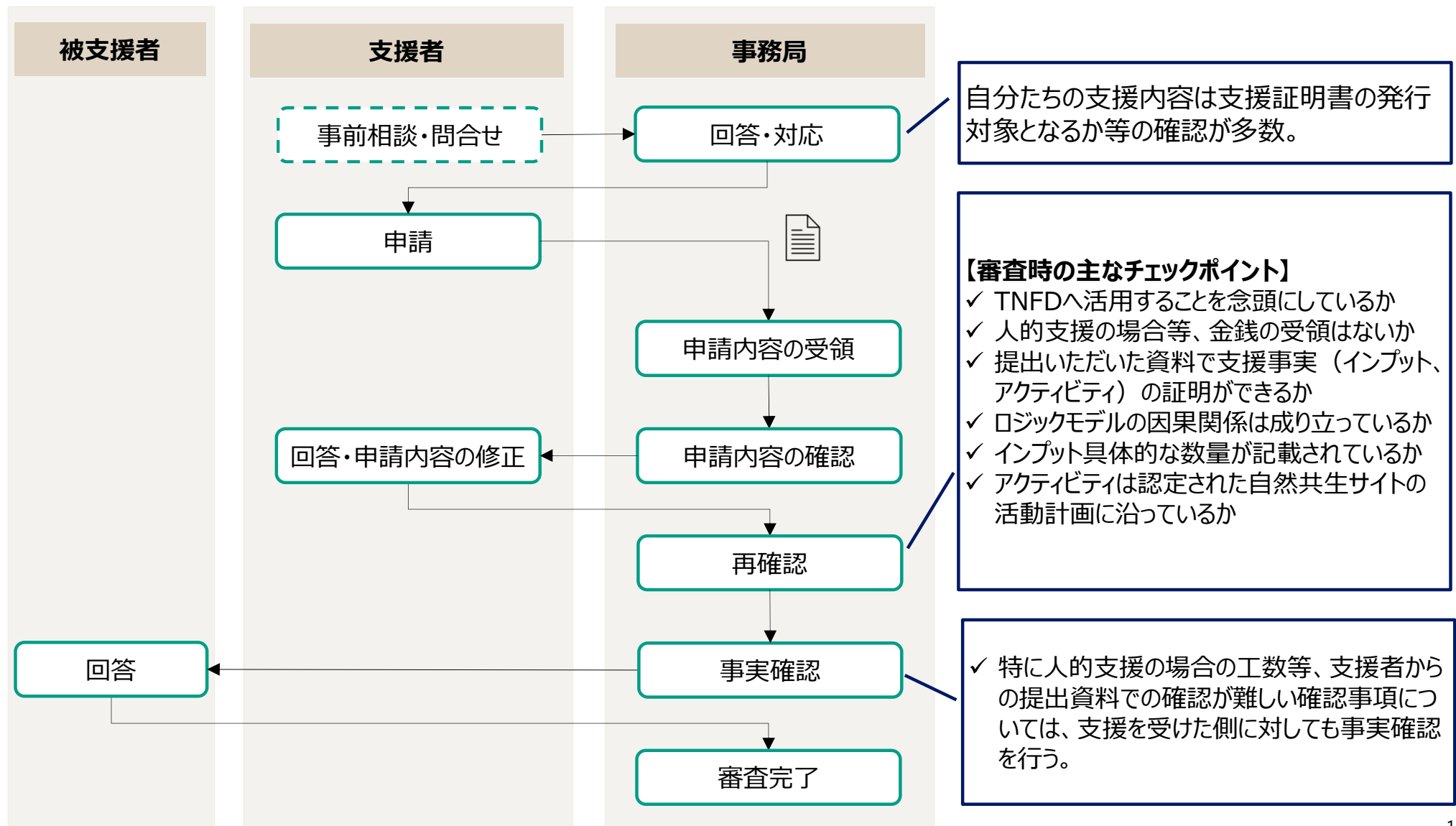
	申請者	支援先	支援内容（概要）	TNFD への活用
8	損害保険会社	一般社団法人 （里地里山）	- 活動資金の寄付（金銭的支援） - 草刈りの実施（人的支援）	○
9	インターネット サービス	企業 （森林）	- J-クレジットの購入（金銭的支援） - 植樹作業/モニタリングの実施（人的支援） - 取材及び発信活動（人的支援）	○
10	環境コンサル	自治体等 （海岸）	里海クラブ活動の活動支援（人的支援）	
11	建設コンサル	一般社団法人 （里地里山）	環境調査及び生態系・生物多様性の現状評価（人的支援）	
12	アウトソーシング サービス	企業 （森林）	モニタリング支援（金銭的支援、人的支援）	○
13	印刷会社	企業 （里地里山）	- 野生鳥獣被害対策（金銭的支援） - フクロウの巣箱の設置（技術的支援、物的支援） - 准絶滅危惧種の移植（人的支援） - 生態調査（人的支援） - 農業作業ツアーの実施（金銭的支援、人的支援）	○

2. 試行結果の報告

4. 支援証明書の審査プロセス



- 今回の支援証明書（試行版）の審査は、以下のフローに則って実施した。申請前の問い合わせのほか、申請内容受領後は申請者への事実確認、支援を受けた側への事実確認等を中心に対応した。
- 場合によっては確認・内容修正を複数回重ねて事実確認を行う場合もあった。



2. 試行結果の報告

5. 試行を通じて検討した課題と対応方針（1 / 3）



- 支援証明書（試行版）の審査等の課程で得られた課題について、事務局内及びWGの場等で改めて検討し、対応方針としたい。何かあればご意見をいただきたい。

ポイント①

支援内容に対して少額の金銭等の受取があった場合の支援証明書発行について

経緯

これまでの議論では、「被支援者にとって支援という認識が薄くなるケースがあること」「支援であるか否かの線引きが難しいこと」「支援内容に対して約束された対価として支援者が金銭を受領するため、他の支援と異なり、リスクをほぼ負わないこと」「本業の事業行為（商行為）に対して支援証明書を発行すべきではない」等の理由で支援証明書の対象外と整理していたが、環境コンサルタント系企業より、実施した技術的支援に対して、少額でも金銭を受けとっていた場合は支援証明書の発行対象とすることができないか問い合わせがあった。

一方で、金銭の受け取りがある場合でも、実質的な対価の支払いではないと考えられる場合（交通費等）もあると考えられる。

方針

- ✓ どこまでの減額（半額、1/10）であれば「実質的な対価」に該当しないかの明確な基準が存在しないため、**「販売（請負契約含む）行為に対しては支援証明書を発行しない」という方針を維持**する。
- ✓ 一方で、社会通念上、受入れ側が支弁することが妥当と考えられる費用（交通費等）もあるため、記載要領に社会通念上妥当と考えられる範囲を記載し、その範囲内と認められるものについては発行の対象とする。

ポイント②

インプットの事実が確認できない場合（これから支援を予定している場合）の支援証明書発行について

経緯

これまでのWGを踏まえ、支援内容の証明範囲は「① インプットの事実 ② アクティビティに活用された/される ことの事実」と整理していたが、人的・技術的支援の場合で、これから支援を予定している内容について活動計画や覚書で合意できているものの、実際の活動を着手・実施していない段階での申請が複数あった。

方針

- ✓ 覚書や契約書で、将来的な活動内容について二者間で合意できている場合であっても、申請時点でインプットの事実が確認できない場合は、その後活動が確実に履行されるかを100%保証することができない。
- ✓ そのため、**活動が実施されていない場合は、支援証明書の審査時にはあくまで計画に合意されているところまでを確認したものであるを明記**したうえで、支援証明書を発行することとする。

2. 試行結果の報告

6. 試行を通じて検討した課題と対応方針（2／3）



ポイント③

「基金」などを経由した間接的な支援内容の確認について

経緯

第2回WGの議論において、「基金」などを経由した間接的な支援の場合は、「インプット～アクティビティの資金の流れを証明できること」等を発行の前提としていた。そのため、今回の試行においては、基金等の管理者に対しても、インプットの拠出先を自然共生サイトの活動に支出された／される確認を行った。基金の性質によっては、資金の用途を特定していない等により、自然共生サイトへのインプット～アクティビティの資金の流れが自然共生サイトに活用されたことを特定できないケースもあった。

方針

- ✓ インプットが自然共生サイトの価値の維持・向上に活用されていることを確認することができた場合は支援証明書の発行対象となるが、確認できない場合は対象外とする。
- ✓ 地方公共団体または地方公共団体が認める中間支援組織に限り、地域レベルの生物多様性に関する目標と予算配分計画を持っている場合は、厳格にインプット～アクティビティの資金の流れの証憑がなくても支援証明書の発行ができるものとする。

ポイント④

支援証明書の発行費用（9万9,000円（税込み））の妥当性について

経緯

- 申請件数が少なかった原因として、発行費用が高額であるというフィードバックを検討会委員及び申請者からいただいた。また、検討会委員より、「将来的には順当な金額となると想定されるが、現段階では各社の予算規模を鑑みると10万円の支出は難しいのではないか」というご意見をいただいた。

方針

- ✓ 今年度の試行において、審査に要した時間を積算した。審査には、案件によっては事前の相談やコミュニケーション等に工数を要したため、工数に対する費用は10万円を超過する場合もあり、**制度の継続のためにも、約10万円の発行費用は必要最小限であり、妥当**と考えており、本格運用開始後も、申請者から発行費用を徴収することとする。
- ✓ 申請費用については、本格運用後も必要に応じ実態を踏まえ柔軟に検討を行うこととしたい。

2. 試行結果の報告

7. 試行を通じて見えた課題と対応方針（3 / 3）



ポイント⑤

TNFDへの活用を目的とした申請に対して、事務局として助言すべき範囲について

経緯

ロジックモデルをTNFDに活用するためにどのように記載すべきかという相談を、事務局が可能な範囲で助言している。

しかし、限られた時間の中で、個々の企業の戦略や計画を踏まえて助言することは難しく、事務局として、そのような役割を担うのは困難。

方針

- ✓ 支援証明書のTNFD活用については、事業内容や企業戦略に関するものなので、具体的な内容は、自社の中で検討すべきであると考え。実際の内容は自社で検討いただきたい旨をお伝えしつつ、WG資料等を用いて、考え方等について可能な範囲で助言する。

2. 試行結果の報告

8. 支援証明書の審査事例①少額の金銭の受取があった事例

ポイント①

- 申請企業Aでは、現地調査等の自然共生サイト申請に係る技術的支援を行った。本ケースでは、金銭の授受があったが、その金額が通常業務の場合に比した時の約1/10程度の金額だとしても申請できないかのご相談をいただいた。
- これまでの議論で、「本業の事業行為（商行為）に対して支援証明書を発行すべきではないのではという懸念」等の理由で支援証明書の対象外と整理していたが、一方で、実質的な対価の支払いではない場合（交通費等）もあると考えられる。
- ✓ どこまでの減額（半額、1/10）であれば「実質的な対価」に該当しないかの明確な基準が存在しないため、「**販売（請負契約含む）行為に対しては支援証明書を発行しない**」という方針を維持する。
- ✓ 一方で、社会通念上、受入れ側が支弁することが妥当と考えられる費用（交通費等）もあるため、**記載要領に社会通念上妥当と考えられる範囲を記載し、その範囲内と認められるものについては発行の対象とする。**

通常業務の場合の見積もり金額（イメージ）

作業内容	職種	技師A	技師B	技師C	技術員
	単価	¥50,000	¥40,000	¥30,000	¥30,000
1. 情報収集の整理 1.1 現地調査・協議	1式	1(人日)		1(人日)	
1.2 既存資料の収集整理	1式		1(人日)	1(人日)	1(人日)
2. 認定基準の検討 2.1 認定基準の検討	1式	0.5(人日)	1(人日)		
2.2 維持管理計画の策定支援	1式	0.5(人日)	1(人日)	1(人日)	
2.3 モニタリング計画の策定支援	1式	0.5(人日)	1(人日)	1(人日)	
3. 申請様式の作成 3.1 関係機関協議	1式	0.5(人日)	0.5(人日)		
3.2 申請様式の作成	1式	0.5(人日)	1(人日)	2.00	
計		3.5(人日)	5.5(人日)	6(人日)	1(人日)
		175,000	220,000	180,000	¥30,000

実際の入金明細（イメージ）

銀行支店/口座

番号	勘定日	出金	入金	残高 (円)	取引 区分	金融機関 /支店名
1	2024/5/1		50,000		振込入金	〇〇
2	2024/5/1				振込入金	

直接人件費計 ¥605,000

2. 試行結果の報告

9. 支援証明書の審査事例②これから支援を予定している事例

ポイント②

- 申請企業Bは、昨年度のマッチングをきっかけに、とある自然共生サイトへの支援について証明書の発行を申請。当該支援については、2030年までの具体的な活動計画（実施するプロジェクト内容や毎年の予算）が策定されており、それに対する両社の合意を証明する協定書が存在するものの、人的・技術的支援のうちインプットが未了（未来の支援）が含まれている。
- 覚書や契約書で、将来的な活動内容について合意できている場合であっても、審査時点でインプットの事実が確認できない場合は、その後活動が確実に履行されるかが課題。
- ✓ インプットが未了の場合の発行可否について、**活動が実施されていない場合は、支援証明書の審査時点では計画に合意されているところまでを確認したものであることを明記した上で、発行可能と整理する。**

※申請者が活動完了後に報告・確認の証憑を提出することで、発行内容の変更を行うことは可能とする。

活動計画に記載のスケジュール（一部抜粋）		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
全体計画		←→						
活動①	調査	←→		←→		←→		
	計画		←→		←→		←→	
	施工		←→		←→		←→	
	モニタリング			←→	←→	←→	←→	←→
活動②	素材開発	←→	←→					
	施工方法開発			←→	←→			
	茅場の保全	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→
活動③	その他				←→	←→	←→	←→
	支援証明書申請	←→	←→					
	クレジット化				←→	←→	←→	←→

赤枠の活動について支援申請

インプットが未了（未来の支援）が一部含まれる

覚書に記載の内容

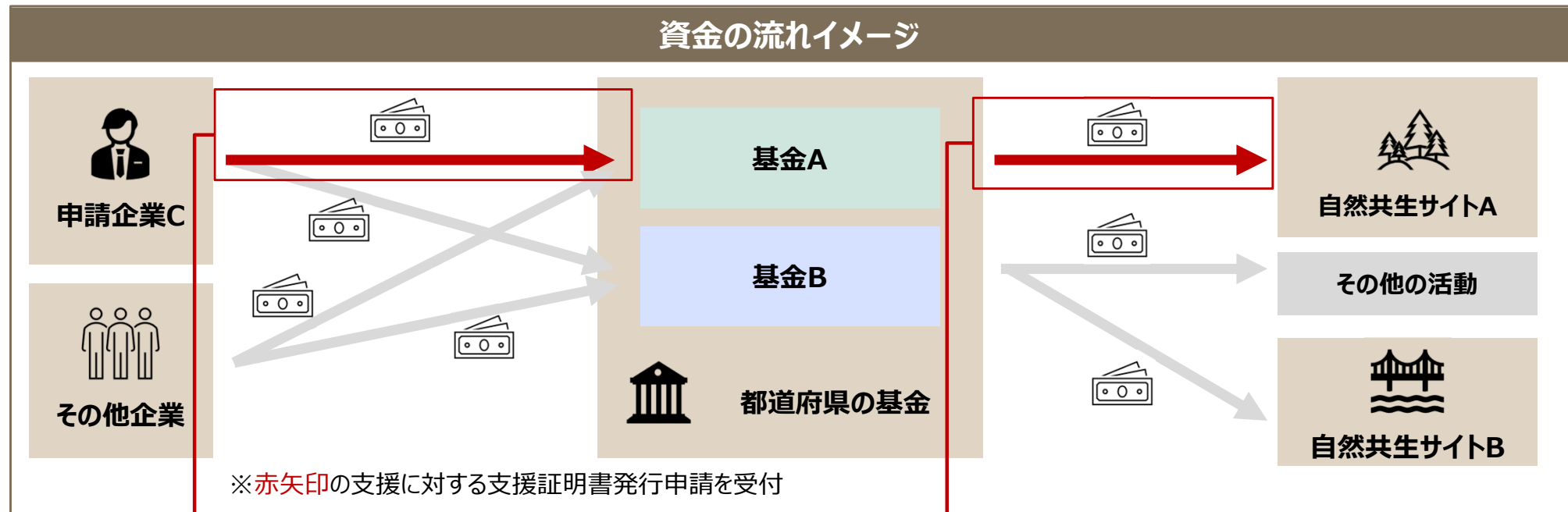
- 第1条：協定締結の内容
- 第2条：協力事項
 - (1) 協力期間
 - (2) 支援者の総負担金額の上限
 - (3) 支援者の毎年の負担金額の上限
- 第3条：秘密保持
- 第4条：保障・不保障
- 第5条：知的財産の取扱い
- 第6条：反社会的勢力の排除
- 第7条：損害賠償
- 第8条：有効期間
- 第9条：協議解決
- 署名・捺印

2. 試行結果の報告

ポイント③

10. 支援証明書の審査事例③基金を通じた支援の事例

- 申請企業Cは、都道府県の基金を通じて継続的に金銭的支援を行っており、実施した支援に対する支援証明書の発行を申請いただいている状況。基金を通じた間接的な支援への証明書発行ニーズが確認できた。
- 審査にあたっては、インプット～アクティビティの資金の流れを証明できることを求めているため、基金側に対しても確認を行った。



寄付の実施証明として提出いただいた資料（イメージ）

寄付金受領証明書

記載情報

- ・ 発行者（都道府県知事）
- ・ 寄付者（申請企業A）
- ・ 合計寄付金額
- ・ 寄付金を受領した旨
- ・ 年ごとの寄付金額

寄付年月日	金額
200x/x/x	¥x,xxx,xxx
200x/x/x	¥x,xxx,xxx
200x/x/x	¥x,xxx,xxx

公表資料とメールでの事実確認

都道府県の公式HP

活動レポート（毎年公表）

- ・ 活動に使用した金額
- ・ 活動内容
- ・ 活動目的
- ・ 活動参加人数

都道府県担当者とのメール

確認事項

- ・ 左記活動レポートに記載の「活動に使用した金額」は全て基金Aから拠出されている旨

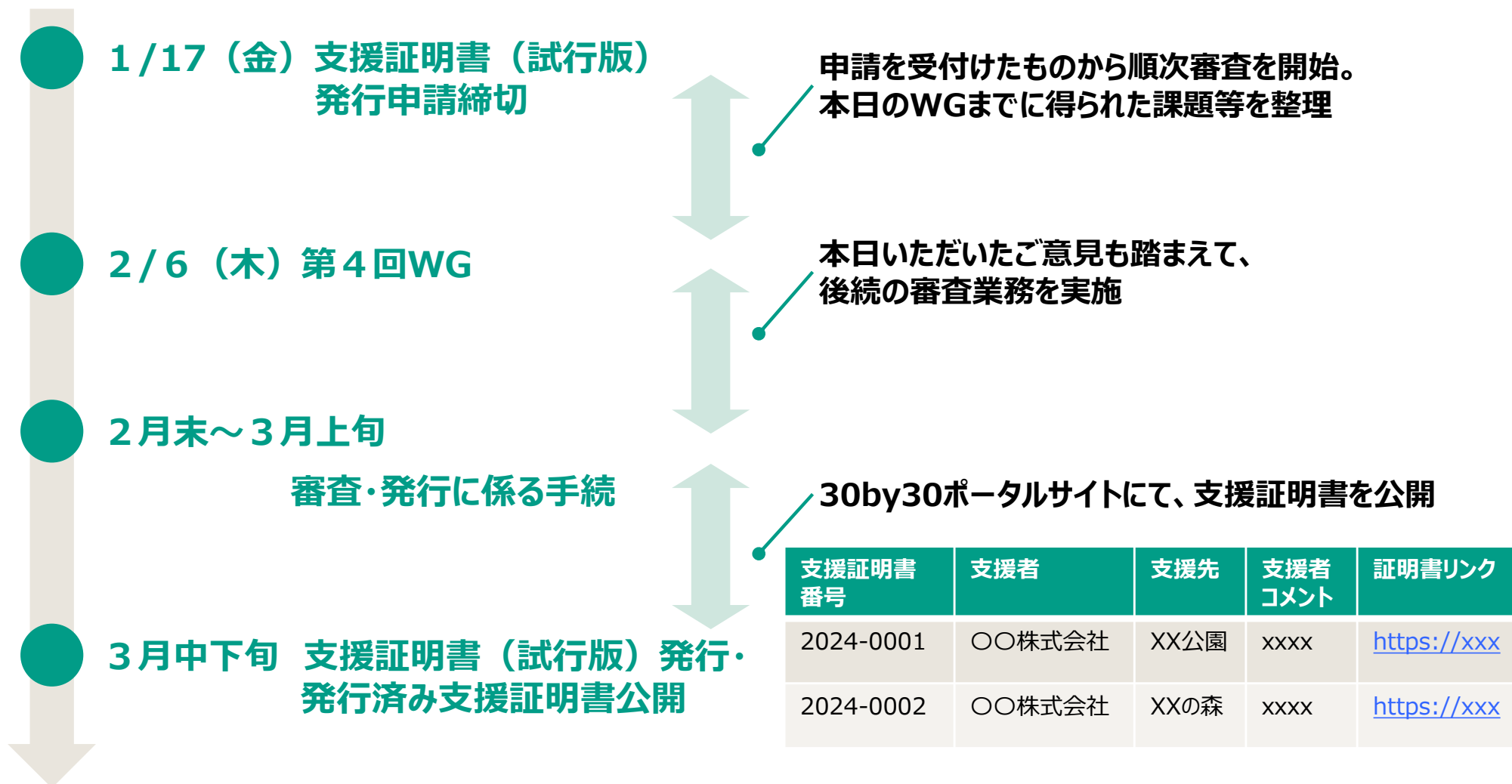
3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

1. 年度内のスケジュール



- 受領した発行申請は審査を進めており、必要に応じて申請者及び被支援者とのコミュニケーションを進めている状況であり、今月中の支援証明書（試行版）発行を予定している。
- また、当初の予定通り、支援証明書（試行版）は年度内の公開を前提に必要な調整を行う。



3. 今後のスケジュール

2. 次年度のスケジュール



- 当初の予定通り、支援証明書の本格運用は来年度中の開始を予定している。
- 発行受付は、自然共生サイト制度同様、前期・後期に分けて1年に2回行うこととし、2回発行を行うためにも8月頃の運用開始を目指したい。
- 次年度も引き続き、定期的なフォローアップの場を設けさせていただきたい。

支援証明書制度に係るスケジュール

年	2024												2025												2026		
年度	2023			2024												2025											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
スケジュール	制度設計			試行運用期間												運用準備			前期受付			後期受付					
				支援証明書（試行版）発行▲												本格運用開始▲											
				▲支援証明書（試行版）発行 申請受付開始												▲第3回検討会											
				第1回WG▲												▲第4回WG											
				第2回WG▲ 第2回検討会▲																							